

菰野町公告第ブ6号

下記の業務について、公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和8年8月7日

菰野町長 諸 岡 高 幸

1. 業務名
菰野町 LINE 公式アカウント運用システム導入業務
2. 履行場所
菰野町大字潤田地内（菰野町庁舎内）
3. 業務概要
プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり。
4. 履行期間
プロポーザル実施要領のとおり。
5. 提案上限額
プロポーザル実施要領のとおり。
6. 応募条件
プロポーザル実施要領「7 参加資格要件」のとおり。
7. プロポーザル参加申込みの手続き等
プロポーザル実施要領のとおり。
8. 契約保証金
契約保証金の納付等については、菰野町契約規則（平成18年規則第7号）に定めるところによる。
9. 支払い条件
菰野町会計規則（昭和40年規則第1号）及び菰野町契約規則による。
10. その他
 - （1）本プロポーザルに参加するために必要な資格の無い者のした提案又は本プロポーザルに関する条件に違反した提案は、無効とする。
 - （2）提出書類の金額、印影若しくは重要な文字の誤脱、識別しがたい提案又は金額を

訂正した書類を提出したときは、無効とする。

- (3) 応募者が契約までに本プロポーザルの条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (4) 談合情報があったときは、入札談合等情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、審査を中止するか、又は審査に参加できる者の数を減ずる場合がある。
- (5) 前号の談合情報を調査必要と判断した場合には、辞退届は受理しない。また、その提出書類は返却しない。
- (6) 契約締結後、談合等の違法行為が確認された場合は、受注者に対し損害賠償金として請負金額の10分の2に相当する額の支払を求める。
- (7) 本公告のほか、関係法令及びプロポーザル実施要領により行う。